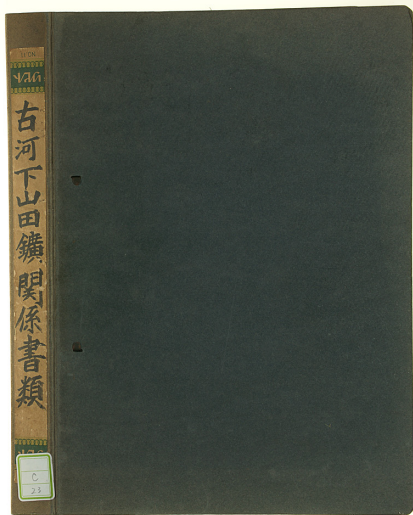
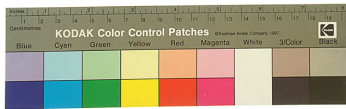




昭和 年 月 日

福岡県畜産改良研究所

共同石灰産出株式会社

日吉鉱業所

古河下山田鉱と共同日吉鉱の重複鉱区関係

昭和12年11月20日 鉱区重複確認のため公正契約締結
期間 11 18年間（期限1930）昭和12年11月20日 上記契約に基づき福岡通商手帳第11号
増設の生産許可

昭和13年11月17日 上記生産の許可 登録完了

昭和22年11月16日 公正契約の18年間満了

期間延長の請求を提出したが成立せず
理由 日吉と古河の境界中 75%が古河、25%が古河通過の地帯を
提出し、地帯通過の許可を得た

当初の18年間の 昭和32年11月16日との契約

再延長 昭和33年11月16日迄許可

昭和33年4月28日 日吉と古河 福岡通商手帳第11号

昭和33年5月23日 古河下山田鉱と日吉、上記条約の確立

昭和30年9月6日 上記重複確認のため、古河と日吉
福岡通商手帳第11号

昭和31年3月31日 上記古河と日吉の許可不付

日本三坑の開鑿の件

大河下山の鉛鑛と主金の件

(日時) 昭和三十三年五月二十三日午前十時より十二時の間

(場所) 旧三坑地。附近。五芳田沼池附近

(人名) 大河下山の沼。佐幸徳彦彦。林土地保長。土地保

則。昔の人の三坑

昔月日午後 矢上深長 金六 四代

(要旨)

従来旧三坑の地を通るの要路を三坑中一三坑と

昭和三十三年四月二十八日廢止(通る通る所ある金前四月二十九

日以下坑の使用一廢止而生きて保生)しなるとなりこの日に

明石常務が四月二十日大河下山の三坑の口跡を致つて報告を

致せし

従つて大河下山の坑より坑までの地を更に三坑の中にあるもの

ともし、右報告の如く致つて地を三坑の地として致すことなり

昭和三十三年五月二十日

福岡県建設部 調査員 吉 鑑 業 所

共同石炭社

昭和三十三年五月二十日



No.

昭和 年 月 日

福岡県農業部殖産課
共同石炭部
日吉 鉱業所

昭和二十一年四月一日
第一〇二二番

北道所管引 吾らより願ふ所は、北道に之を全し開墾し、土砂を以て埋まるとあり。わが現狀は、北道の荒廃は甚だしい。よつて北道附近に於て

一、北道の林程に契り通す實施を以てす。

一、北道林程による飲害問題も亦、此のつづきは飲を禁むに於て責任を以て解決す。

一、希むところは北道所管の同意がある。

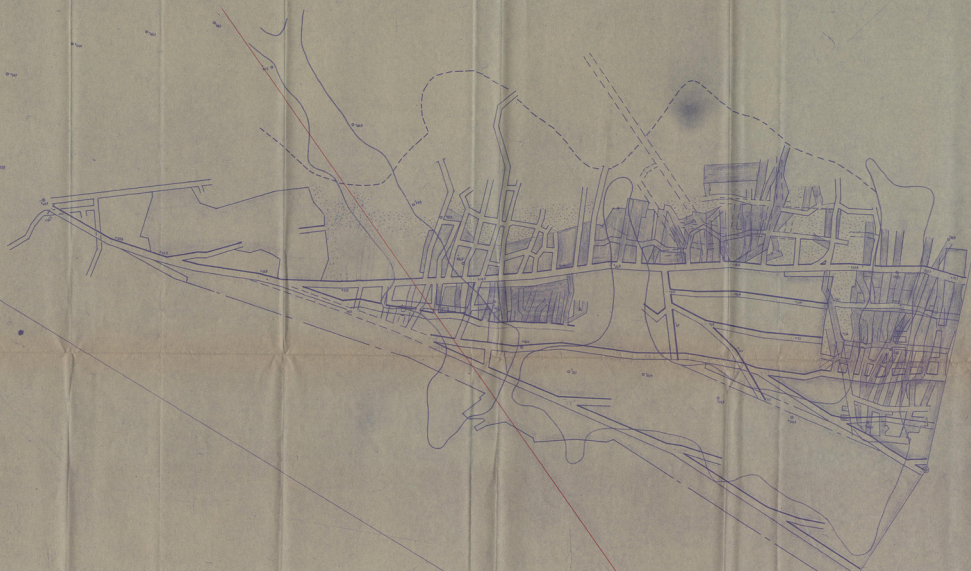
主事を遂げ現地で中々満足を得ないを強調す。

林程最終地より三つの北内周（新設所）を提出す。



三坑坑內圖

S = $\frac{1}{1200}$



製 約 書

古河鉱業株式会社下山田鉱業所（以下甲という）と共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所（以下乙という）の間に於て左の通り契約を締結する。

第一条 甲は甲が所有する下山田鉱業所鉱区（新鉱区第一〇九六号）内に乙の開設した日吉炭鉱三坑本坑及び乙二片、乙三片鉱区（以下単に鉱区という）について、昭和三十三年七月十六日付締結の鉱道の維持使用に關する契約（昭和三十三年十一月十六日まで引續き乙がこれを維持使用することを認めるものとする。

第二条 乙は鉱道にして甲の鉱区内を通過する区間については乙鉱区内の石炭搬出を目的とする運搬鉱道に使用するものとし、事務の關係を同わず甲の鉱区内に運搬する石炭の搬出に使用しないものとする。

但し乙が鉱道の維持上己むを得ず甲の鉱区内に運搬する石炭の搬出を必要とする事項が生じたときは甲の承諾を得てこれを行うものとする、その場合搬出した石炭は悉く甲に引渡すものとする。

第三条 乙は第一條記載の鉱道の他その理由の如何を問わず甲鉱区内に於て鉱道を新設しないものとする。

第四条 甲は隨時鉱道を調査することが出来るものとし、乙は甲に對し調査に必要を便宜を考へるものとする。

第五条 乙は甲が本契約の範圍中に鉱道の地下或はその近傍を通過することに異議なく、そのために鉱道及び坑外開掘等に如何なる被害を蒙つても何等の異議を主張をなさないものとする。

第六条 乙は鉱道の使用を停止するときは予め甲にその旨を申出るものとし、甲は乙は鉱道の上鉱道の停止によつて生ずべき被害を想定し被害物件を搬戻し置き、乙は当該物件につき生ずる被害を一切賠償する責任を任ずるものとする。

第七条 乙が前各条の項に違背若しくは甲に損害を与えたときは甲は契約期間中と雖も本契約を廢止することが出来るものとし、乙はこれに對し異議をなさないものとする。

その場合甲の受けた損害につき乙は甲の要求に應ずるものとする。

第八条 甲及び乙は甲、乙、久恒炭業三社間の運搬協定により第六条の定めが拘束さるべきことを確認するものとする。

昭和三十三年十一月十六日

古河鉱業株式会社下山田鉱業所

所 長 森 田 太 郎

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

所 長 宇 佐 見 一



昭和33年10月 日

古河鉱業株式会社下山田鉱業所

所長 森 田 太 郎 殿

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

所長 宇 佐 原 一 郎 殿

日吉三坑坑道通達契約の件

昭和33年11月17日御社と当社の間に契約致しました日吉三坑の本坑、左二片、左三片の坑道が御社鉱区内の一部を通達致しましたことについては昭和33年11月14日起となつて終了しましたが現状では日吉三坑の採掘終了は昭和33年10月頃と予定されますから本契約を今後一年の延長を御承認下さいませ御願ひ申上ります。

御契約期間中に御社が日吉三坑直下域は近傍の採掘によつて生ずる本契約の坑道に被害を蒙つても御かも異議を申出るようなことは致しませんことを念のため申添します。



昭和三十一年三月十一日

共同石炭鉱業株式会社吉富鉱所

鉱務代理人 宇 佐 良 一

吉富鉱業株式会社下山田鉱務所

鉱務代理人 伊 藤 武 雄

吉富鉱所三坑坑道使用延期願の件

昭和二十九年三月十三日付を以て御承諾の三坑坑道使用の件は昭和三十一年十一月十六日まで御承諾を得て現在迄操業致していただきますが御承諾期間内に採掘を終了せず今後約三ヶ年の採掘が可能であります。今仍て現在使用坑道（別紙添附図）の延期を昭和三十四年十一月十六日まで御承諾下さいませ御承諾願ひ致します。

共同石炭鉱業株式会社吉富鉱所
吉富町高田町四丁目
電話六四一一番 電報四〇番

昭和33年5月10日

古河鉱業株式会社下山田鉱業所

所長 伊 藤 武 男 殿

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

所長 宇 佐 見 敷 一

坑道通過契約期間延期の件

昭和28年11月17日付締結の日吉三坑本所、左二片、左三片坑道使用については昭和31年11月14日に契約期限満了となりますが、日吉三坑の採掘は昭和30年10月頃に採掘を終了する計画であります。従いまして坑道使用の契約期間を30年延長申請致しましたが御社の事情も有之昭和32年11月14日迄となす旨の通知を受けましたので一応御社の申出を受諾致しますが本契約期間内に日吉三坑の採掘は困難でありますから昭和33年11月14日の契約期限満了後に於て後7年の延長契約を御承認下さいます御返許に御礼申し上げます。

尚契約期間延長時に御社が日吉三坑直下或は近辺の採掘によつて生ずる本契約の坑道に被害を蒙つても御社も異議を申出る様なことは致しませんことを念の為申添えます。

以 上

昭和32年5月20日

古河鉱業株式会社下山田鉱業所

所長 伊 藤 武 男 殿

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

所長 宇 佐 良 数 一

坑道通過契約和順の件

昭和28年1月17日付締結の日吉三坑本御、左二片、左三片坑道使用
については昭和32年11月16日の契約期限満了となりますが日吉三坑
の採掘は昭和34年10月頃の採掘を終了する計画であります。従いまし
て坑道使用の契約期間を2ヶ年延長申請致しましたが御社の事情も有之と
昭和32年11月16日迄となす旨の通知を受けましたので一応御社の申出
を受諾致しますが本契約期間内に日吉三坑の採掘は困難でありますから昭
和32年11月16日の契約期間満了後において後1年の延長契約を御承
諾下さいます様請許に豫め御願申上ます。

尚契約期間延長中に御社が日吉三坑直下或は近傍の採掘によつて生ずる本
契約の坑道に被害を蒙つても御社も異議を申出るようなことは致しません
ことを念の爲申添えます。

以 上



契 約 書

古河鉱業株式会社 下山田鉱業所（以下甲という）と共同石炭礦業株式会社 日吉鉱業所（以下乙という）の間に於て左の通り契約を締結する。

第一條 甲は甲が所有する下山田鉱業所鉱区（探採登第一〇九六号）内乙の施設した日吉炭鉱三基本岡及左三片、左三片坑道（以下単に坑道という）について、昭和二十八年十一月十七日付締結の坑道の維持使用に關する契約期限満了後昭和三十三年十一月十六日まで引続き乙がこれを維持使用することを認めるものとする。

第二條 乙は坑道にして甲の鉱区内を通過する区間については乙の鉱区内の石炭鑛田を目的とする道路坑道に使用するものとし、事情の如何を問はず甲の鉱区内に敷設する石炭の掘出に使用しないものとする。

但し乙が坑道の維持上已むを得ず甲の鉱区内に敷設する石炭の掘出を必要とする事態が生じたときは甲の承諾を得てこれを行うものとする。その場合掘出した石炭は随て甲に引渡すものとする。

第三條 乙は第一條記載の坑道の集めの地田の如何を問はず甲の鉱区内に於て坑道を新設しな

第四條 甲は道路坑道を調査することか出来るものとし、乙は甲に對し調査が必要を便宜

与えるものとする。

第五條 乙は甲が本契約の期間中に坑道の地下及びその近傍を採掘することと異議なく、そのために坑道及び坑外施設等如何なる被害を蒙つても何等の賠償責任をなさないものとする。

第六條 乙は坑道の使用を廃止するときは甲にその旨申出るものとし、甲並に乙は該坑道の上坑道の廃止によつて生ずべき鉱害を想定し被害物件を特定し置き、乙は当該物件につき生ずる鉱害を一切賠償する責任を負ふものとする。

第七條 乙が前各條の坑道進育若くは甲に損害を与えたときは甲は契約期間中と雖も本契約を解除することか出来るものとし、乙はこれに對し異議なきものとする。

その場合甲の蒙つた損害につき乙は甲の要領に於するものとする。

第八條 甲及び乙は甲、乙、久留米三社の間の価値協定により第六條の定めが拘束されないことを確認するものとする。

右契約の証として本書式進を作成し甲、乙その増進を保有するものとする。

昭和三十三年七月廿六日



甲

古河鉛筆株式会社下田鉛筆所
所長 伊藤武男

乙

共同石炭鉛筆株式会社吉鉛筆所
所長 宇佐見 彰 一

坑道通過願書

昭和十二年十一月二十日付を以て、御社と当社の間に公正契約を締結致しました鉱業法第三十六條（現鉱業法第四十六條）による増進増区域域内に、昭和十五年二月日吉三坑を開坑し、竹藪八尺上層今本層を採掘致して居りましたが、現在は右増進増区内の逕搬坑道を利用して当社鉱区内の隣部地区を採掘中であります。従いまして、増進増約期間は、本年十一月十六日を以て期間満了となりますが、上記の如く貴鉱区内に本師及左二片左三片の逕搬坑道を設定しています（別紙図面示）關係上、右坑道の通過なくしては日吉三坑の履行が不能となります。何卒右の事情を御察願下さいますとして、別紙図面図示の坑道通過を御承諾下さいます様御願申上ます。

昭和二十八年九月三十日

東京都中央区銀座七丁目五番地の明

鉱業権者 共同石炭鉱業株式会社

取締役社長 入 交 太 蔵

古河鉱業株式会社

取締役社長 新 海 英 一 蔵

誓 約 書

昭和二十八年九月三十日附を以て御願い致しました弊社日吉原杭三杭本卸及左二片左三片杭道使用について御承諾ありましたに付いては貴社探掘に基き該杭道に被害が生じましたも決して異議若は何等の要償を致しませんので為念誓約書を提出致します。

昭和二十八年十月十五日

東京都中央区銀座七丁目五番地の所

銀座堀倉 美岡石炭鉱業株式会社

取締役社長 入 交 太 郎

古河鉱業株式会社

取締役社長 新 海 英 一 郎

吉下銀土第三九号

昭和二十八年十二月三日

吉河下山田館事務所

所長 安 岡 虎 喜

日 吉 慶 統 々 長 殿

当所館区内就道通題に関する件

昭和二十八年九月三十日附を以て細依頼の標記に関する件については其後貴所より十月十五日附寄附書の送入れも有之、早速弊社本店に貴書を郵送打合せ致しました結果、貴社との間に契約書交換し、それを以て貴社の細依頼を承諾する方針に決定致しましたので目下その契約書原案を作成中で案文原稿の上御覧の日取等打合せ致し度いと存じますので右事情御承知下様御通知申上げます。

以 上

古下總士第六二号

昭和二十九年三月十三日

古河鉱業株式会社 山下田鉱務所

鉱業代理人 安 岡 虎 喜

共同石炭鉱業株式会社

日 吉 炭 鉱 長 殿

日吉炭鉱三坑々道使用承認の件

弊下山田鉱務所鉱区内に施設の貴炭鉱第三坑本卸及左二片、左三片
坑道について昭和三十一年十一月十六日まで昭和二十八年十一月十
七日締結の貴社、古河両炭礦の契約に基き之が維持使用を承認しま
す。

補償協定書

吉河鉱業株式会社（以下甲と云う）と共同石炭鉱業株式会社（以下乙と云う）の間に左の通り補償協定を締結する。

記

一、甲及び乙は昭和拾貳年拾壹月貳拾日に福岡地方裁判所々属の公証人小林謙三作成による第四千四百拾貳号公証証書第四條の定めにより甲及び乙が夫々同証書第一條及び第二條に掲げる炭層の掘進採掘を爲し得る権利は甲に於て昭和二十八年九月一日、乙に於て同年十一月十七日喪失したが同証書第九條第拾條、第拾壹條（左に衆文再録）の補償に關する定めは右期日後も引續き存続することを確認する。

衆文の明示

第九條 石炭炭層に基因し互反田溜池及溜池溜池に被害を生じたる場合に於ては其の採掘が古河又は共同の何れによりて爲されたるを問はず共同に於て一切之を引受け処理し古

河は何等の責任を負はざるものとす。

第拾條 古河又は共同の採掘に基因し固有鉄道線路に被害を生じたる場合に於ては古河下山田炭鉱々区礦第八号と第拾号とを結合したる直線を以て境界線とし該境界線以東部分を古河以西部分を共同の補償責任区域とす。

第拾壹條 前次條の溜池及固有鉄道線路を除きたる地質物件の被害に關しては古河下山田炭鉱と共同日吉炭坑との鉱区地表面境界線を以て境界線とす。

二、甲並に乙は第一項に掲げられた公正証書による掘進増区区域に於て租鉱権を設定し又は掘進増区に係る鉱区を他に譲渡する場合は予め互いにその旨を通知するとともに補償に關する協議を行うものとする。

右協定の証として本書二通を作成し甲、乙記名關印の上夫々その一通を保有するものとする。



昭和三十年

月

日

東京都千代田区丸の内一の八

古河紙業株式会社

代表取締役 新海 英一

東京都中央区銀座七の五の一

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役

乙

甲



昭和二十二年三月十一日

共同石炭鉱業株式会社

所長 宇佐



敬 啓



古河鉱業株式会社下山田鉱業所

所長 伊藤 武雄 殿

日吉鉱業所三坑坑道使用延期組の件

昭和二十九年三月十三日付を以て御承認の三坑坑道使用の件は、
昭和三十一年十一月十六日まで、御承認を得て現在迄繼續致して
いますが、御承認期間内に採掘が終了せず、今後約三ヶ年の採掘
が可能です。

仍て現在使用坑道（別紙添付図）の延期を昭和三十一年十一月十
六日まで御承認下さいますようお願い致します。



杭道通津願書

昭和十二年十一月二十日付を見て、御社と当社の間は合止契約を締結致しましたる御法第三十六条（現御法第四十六条）による瀬道増区区域内に、昭和十五年二月廿三統を開設し、竹藪八尺上層今本層を採掘致して居りましたが、現在は右瀬道増区内の瀬掘杭道を利用して当社鉱区内の瀬部地区を採掘中であります。従いまして、増区契約期間は、本年十一月十六日を以て期間満了となりますが、上記の如く貴鉱区内に本鉱及左二片左三片の瀬掘杭道を設定しています（別図図示）関係上、右杭道の通過なくして日吉三統の採行が不能となります。何卒右の事情を御斟酌下さいまして、別紙別面図示の杭道通過を御承諾下さいませ候御願申上ります。

昭和二十八年九月三十日

東京都中央区銀座七丁目五番地の項

鉱業権者 共同石炭鉱業株式会社

取締役社長 入 交 太 蔵

古河鉱業株式会社

取締役社長 新 海 英 一 殿

誓 約 書

昭和二十八年九月三十日附を以て御願い致しました弊社日吉炭坑
三坑本師及左二片左三片坑道使用について御承認ありましたに
いては貴社採掘に基き該坑道に被害が生じましたとしても決して異議若
は何等の要償を致しませんので為金誓約書を提出致します。

昭和二十八年十月十五日

東京部中央区銀座七丁目五番地の明

鉱業組合 共同 石炭 鉱業 株式会社

取締役社長 入 交 太 蔵

古河 鉱業 株式会社

取締役社長 新 海 英 一 殿

古下 鑑主第三九号

昭和二十八年十二月三日

古河下山田鉱業所

所長 安 岡 虎 喜

日 吉 炭 坑 々 長 殿

鑑別鉱区内坑道通過に関する件

昭和二十八年九月三十日附を以て御依頼の鑑別に關する件については其後貴所より十月十五日附誓約書の送入れも有之、早速弊社本店に貴堂を報告打合せ致しました結果、貴社との間に契約書を交換し、それを以て貴社の御依頼を承諾する方針に決定致しましたので目下その契約書原案を作成中で案文脱稿の上締結の日取等打合せ致し度いと存じますので右事情御請求鑑下様御通知申上げます。

以 上

古下 雄士 第六二号

昭和二十九年三月十三日

古河鉱業株式会社 山下 雄士 鉱業所

鉱業代理人 安 岡 虎 喜

共同石炭鉱業株式会社

日 吉 説 鉱 長 殿

日吉説鉱三坑々道使用承認の件

弊下山田鉱業所鉱区内に施設の貴説鉱第三坑本邸及左二片、左三片
坑道について昭和三十一年十一月十六日まで昭和二十八年十一月十
七日締結の貴社、古河岡富岡の契約に基づき之が維持使用を承認しま
す。

河下山田炭鑛へ鉦業法第46
條による堀進増區區域の契約期
間満了に付延期申請關係書類

[illegible]

田山山下河古
吉日同共

鉉區啗係囟

縮尺 參千分、一

(杉谷五尺層)

○			┌┐	○	⌒	◀	◀	◀
明三 尺唐杖 堂	羅羅 子之杖 堂	齒細 杖 堂	杖 堂	杖 堂	圓 堂	掌 堂	掌 堂	掌 堂
				抄合五 尺唐探 路	唐 堂	唐 堂	唐 堂	唐 堂

田山下河古
告日同共

圖係閩區鉅

一、分千參尺縮

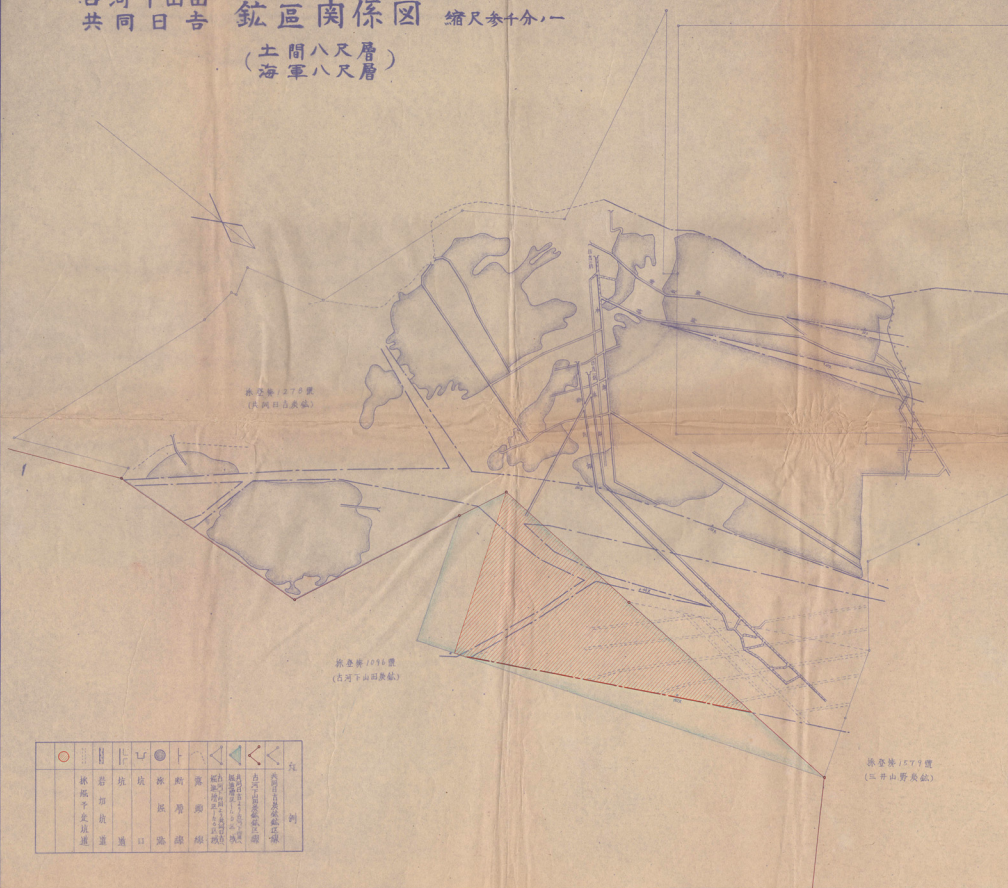
(蝙蝠五尺層)

古河下山田
共同日吉

鉦區南係図

縮尺参十分一

(土間八尺層)
(海軍八尺層)



○	■	□	●	△	▽	▲	▼	◇	◇	◇	◇
新田 中 奥 畠	新田 中 奥 畠	新田 中 奥 畠	新田 中 奥 畠	新田 中 奥 畠	新田 中 奥 畠	新田 中 奥 畠	新田 中 奥 畠	新田 中 奥 畠	新田 中 奥 畠	新田 中 奥 畠	新田 中 奥 畠

田山下河古
告日同共
關係區鉅
一十分參尺縮

(杉谷五尺層)

												凡
契 吻 正 域	關 三 天 層 快 童	旗 國 千 足 款 童	套 期 武 建	次	散	杉 石 五 尺 層 徑 路	斷 磨 像	食 層 像	西 河 下 山 與 龍 盤 交 聚 龍 盤 盤 正 上 立 現 在 的 地 層 是 一 層 地 層	古 河 下 山 與 龍 盤 交 聚	此 河 口 中 地 盤 王 線	例

古河下山田 鉾區奥係因 縮尺參十分一
共同日吉 (杉谷五尺層)

				U	○	⌒	◀	◀	◀
開二八層坎道	張開半之坎道	急開坎道	坎道	坎道	開二八層張開	急開	急開	急開	急開
開二八層坎道	張開半之坎道	急開坎道	坎道	坎道	開二八層張開	急開	急開	急開	急開

古河下山田 鉾區關係圖 縮尺參分、一
共同日吉

(蝙蝠五尺層)

九																																																																																													
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



福岡縣嘉穂郡稻築町才田

共同石炭
業株式會社

日吉鑛業所

電話 稻築
大隈 一四〇番

昭和 年 月 日